

人事委員会年報

平成24年度

山梨県人事委員会

目 次

I	組織及び運営	1
1	人事委員会 1 (1) 人事委員会の設置 1 (2) 人事委員会の権限 1 (3) 人事委員会の構成 1 (4) 人事委員会の運営 2 (5) 規則・告示等の制定、改廃の状況 5 (6) 条例・規則の制定に伴う意見等 7	1
2	事務局 8 (1) 組織 8 (2) 職員の定員・現員 8 (3) 分掌事務 8	8
II	事業の概要 9	9
1	職員の任用 9 (1) 任用制度の概説 9 (2) 職員の採用 9 (3) 職員の昇任 15 (4) 広報等の取り組み 15	9
2	職員の給与 17 (1) 職員の給与実態調査 17 (2) 民間の給与実態調査 18 (3) 職員の給与等に関する報告 20	17
3	職員の利益保護 25 (1) 勤務条件に関する措置要求 25 (2) 不利益処分に関する不服申立て 25 (3) 苦情相談 26 (4) 分限処分及び懲戒処分の状況 26	25
4	職員団体 28 (1) 職員団体の登録 28 (2) 管理職員等の範囲 28	28
5	労働基準監督機関の職権行使 31 (1) 労働基準法による事業区分の決定 31 (2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組 31 (3) 平成24年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関 31 (4) 労働基準法等に基づく職権行使 32	31

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、山梨県人事委員会設置条例（昭和26年条例第30号）により、昭和26年6月6日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関する事を管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前各項目に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（任期中に委員の交代があった場合には、前任者の残任期間）（法第9条の2第10項）。

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

平成25年3月31日現在の委員は次のとおりである。

職名	氏名	勤務形態	任期	摘要
委員長	小俣 二也	非常勤	平成23年 3月15日～25年12月27日（1期目） (委員長 平成24年8月9日～)	医療法人役員
委員	石川 善一	非常勤	平成24年 7月10日～28年 7月 9日（1期目）	弁護士
委員	中矢 恵三	非常勤	平成24年 7月24日～28年 7月 23日（2期目）	会社役員

※小俣委員の任期は、前任者の残任期間である。

(4) 人事委員会の運営

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の平成24年度の会議開催回数は23回で、付議した議案等の件数は、議案68件、報告17件、その他3件、計88件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
2177	24. 4. 5	(議 案) 1 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の件 2 山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の件 (報 告) 1 苦情相談の実施状況の件 2 第79回（平成24年度）山梨県警察官A採用試験の第1次試験試験会場決定の件 3 選考採用実施の件
2178	24. 4. 25	(議 案) 1 平成24年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員決定の件 2 平成24年度山梨県職員採用上級試験実施細目決定の件 (報 告) 1 任用候補者選択結果の件 2 解雇予告除外認定の件 3 平成24年職種別民間給与実態調査の実施の件
2179	24. 5. 18	(議 案) 1 第79回（平成24年度）山梨県警察官A採用試験第1次試験合格者決定の件 (報 告) 1 選考採用実施の件
2180	24. 6. 8	(議 案) 1 平成24年度山梨県職員採用上級試験の採用予定人員変更の件 2 平成24年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験実施細目決定の件 3 第80回（平成24年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験実施細目決定の件 4 身体障害者を対象とした平成24年度山梨県職員採用選考試験実施の件 5 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の告示の一部改正の件 (報 告) 1 第79回（平成24年度）山梨県警察官A採用試験第2次試験合格者の件
2181	24. 6. 29	(議 案) 1 山梨県職員採用試験第1次試験合格者数決定基準の変更の件 2 平成24年度山梨県職員採用上級試験第1次試験合格者決定の件 (報 告) 1 対県共闘会議の山梨県人事委員会勧告に対する申し入れの件 2 第120回全国人事委員会連合会総会の状況の件
2182	24. 7. 20	(議 案) 1 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の件 2 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件 3 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 4 第79回（平成24年度）山梨県警察官A採用試験採用候補者名簿確定の件 5 平成24年度山梨県職員採用試験日程変更の件 6 採用選考における採用辞退者対策について

2183	24. 8. 9	(議 案) 1 委員長の選任並びに委員長職務代理者の指定の件 2 山梨県職員採用上級試験第2次試験合格者数決定基準の設定の件 3 平成24年度山梨県職員採用上級試験第2次試験合格者決定の件
2184	24. 8. 31	(議 案) 1 平成24年度山梨県職員採用上級試験の採用予定人員変更の件 2 平成24年度山梨県職員採用上級試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 3 採用候補者選考実施の件 4 警察官昇任試験昇任候補者名簿確定の件 (報 告) 1 平成24年人事院勧告の概要の件 2 対県共闘会議の山梨県人事委員会勧告に対する申し入れの件
2185	24. 9. 14	(議 案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2186	24. 9. 20	(議 案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2187	24. 9. 28	(議 案) 1 第80回(平成24年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験第1次試験合格者決定の件 2 身体障害者を対象とした平成24年度山梨県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 3 身体障害者を対象とした平成24年度山梨県職員採用選考試験実施細目変更の件 4 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報 告) 1 解雇予告除外認定の件
2188	24. 10. 5	(議 案) 1 平成24年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験第1次試験合格者決定の件 2 職員の給与等に関する報告の件
2189	24. 10. 9	(議 案) 1 職員の給与等に関する報告の件
2190	24. 10. 19	(議 案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 (報 告) 1 第80回(平成24年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験第2次試験合格者の件
2191	24. 11. 8	(議 案) 1 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 2 平成24年度山梨県職員採用初級試験の採用予定人員変更の件 3 平成24年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験最終合格者決定並びにこれに基づく採用候補者名簿確定の件 4 身体障害者を対象とした平成24年度山梨県職員採用選考試験最終合格者決定の件
2192	24. 11. 30	(議 案) 1 第80回(平成24年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験採用候補者名簿確定の件

2193	24. 12. 19	(議 案) 1 意見聴取の件
2194	24. 12. 28	(議 案) 1 人事委員会事務局職員の人事の件
2195	25. 2. 1	(議 案) 1 平成 25 年度山梨県職員、小中学校事務職員及び山梨県警察官採用試験日程決定の件 2 転任（転職）承認の件 3 転任（転職）承認の件 (その他) 1 平成 25 年度採用試験の見直し（案）の件 2 高齢層職員の給与抑制に係る昇格時の対応号給の見直しの件
2196	25. 2. 19	(議 案) 1 意見聴取の件 2 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正の件 4 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 5 平成 25 年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員及び受験資格決定の件 6 第 81 回（平成 25 年度）山梨県警察官 A 採用試験実施細目決定の件 (報 告) 1 平成 24 年 4 月時点におけるラスパイレス指数について (その他) 1 職員採用上級試験 2 次、3 次試験の個別面接における試験方法の改善の件
2197	25. 3. 1	(議 案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 昇任候補者選考実施の件 4 採用候補者選考実施の件 (報 告) 1 大月警察署長の 9 級格付けの件
2198	25. 3. 15	(議 案) 1 職員の任用に関する規則の一部改正の件 2 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部改正の件 3 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の件 4 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件 (報 告) 1 解雇予告除外認定の件
2199	25. 3. 25	(議 案) 1 昇任候補者選考実施の件 2 採用候補者選考実施の件 3 一般任期付職員任期更新承認の件 4 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 5 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 6 寒冷地手当支給規則の一部改正の件 7 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 8 地域手当に関する規則の一部改正の件 9 人事委員会事務局職員の人事の件

(5) 規則・告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成24年度中に制定し、又は改廃した規則、告示は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成24年) 第14号	24. 4. 12	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	・児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正に伴う人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第15号	24. 4. 12	山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	・児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正に伴う人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第16号	24. 7. 26	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	・人事院規則のドナーとなる場合の特別休暇の要件内容の拡大に伴う改正の内容に準じて所要の改正を行う。
第17号	24. 7. 26	山梨県学校職員勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	・人事院規則のドナーとなる場合の特別休暇の要件内容の拡大に伴う改正の内容に準じて所要の改正を行う。
第18号	24. 7. 26	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	・人事院規則の福島第一原子力発電所周辺の区域設定を見直しに伴う法改正により、所要の改正を行う。
第19号	24. 11. 1	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・新県立図書館開館に伴い、その整備を所掌していた新図書館建設室が廃止され、併せて新図書館建設室長の職も廃止となるため、所要の改正を行う。
第20号	24. 11. 15	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	・原子力規制委員会の設置による法施行に伴う人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
(平成25年) 第 1号	25. 2. 28	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・山梨県人事委員会の平成24年10月9日付けの給与に関する報告及び人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第 2号	25. 2. 28	山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・山梨県人事委員会の平成24年10月9日付けの給与に関する報告及び人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第 3号	25. 2. 28	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・山梨県人事委員会の平成24年10月9日付けの給与に関する報告及び人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第 4号	25. 3. 21	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・警察本部の組織改正及び人事異動に伴い、管理職手当支給区分表の改正を行う。
第 5号	25. 3. 21	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・警察本部の組織改正及び人事異動に伴い、管理職手当支給区分表の改正を行う。
第 6号	25. 3. 25	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	・小中学校事務職員採用試験の受験可能年齢の引き上げ及び職員採用中級試験の試験職種の削除等により、所要の改正を行う。
第 7号	25. 3. 25	公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	・山梨県職員を派遣する団体の追加及び派遣先団体の解散に伴い、所要の改正を行う。

第 8号	25. 3.25	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	・障害保健福祉施策を講ずるための法改正に伴い、「障害者自立法等」の一部が改正され、法の題名を改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
第 9号	25. 3.25	山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	・障害保健福祉施策を講ずるための法改正に伴い、「障害者自立法等」の一部が改正され、法の題名を改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
第10号	25. 3.29	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・組織改編に係る職の設置及び廃止に伴い、所要の改正を行う。
第11号	25. 3.29	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・警察本部の組織改正及び人事異動に伴い、管理職手当支給区分表の改正を行う。
第12号	25. 3.29	寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則	・教育職員の派遣研修の終了等に伴い、所要の改正を行う必要がある。
第13号	25. 3.29	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	・「銃器犯罪捜査従事手当」の支給対象に、暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対して行う保護対策の業務を加えるとともに、同手当の支給額を地方財政計画上の措置額（地財単価）と同額に改定する。
第14号	25. 3.29	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	・職員の派遣研修の終了等に伴い、所要の改正を行う。

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
(平成24年) 第1号	24. 6.18	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	職員採用選考の実施に伴い、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等を追加

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならぬとされている。平成24年度中は以下の条例制定に伴い意見を求められた。

意見提出年月日	議案番号	件名	条例の概要	意見
24. 12. 19	第132号議案	山梨県職員の退職手当に関する条例等中改正の件	退職給付に係る官民格差を是正するため、国家公務員退職手当法の一部が改正されたこと鑑み、所要の改正を行う。	適当と考える。
25. 2. 20	第42号議案	特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例中改正のうち教育長に係るもの	一般職の県職員の退職手当の改定に鑑み、教育長の退職手当の支給割合の改定を行う。	適当と考える

イ 規則等制定に伴う協議

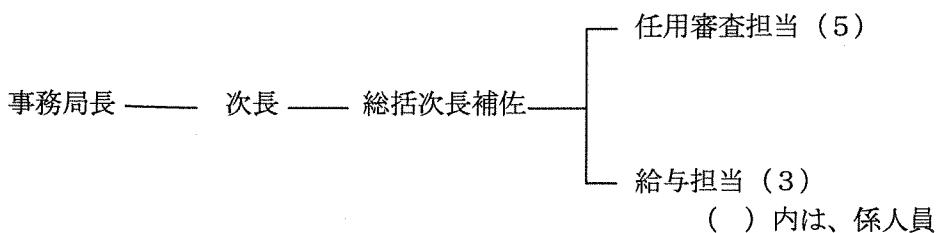
条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならぬとされているものについて、平成24年度中には、該当するものがなかった。

2 事務局

(1) 組織 (平成24年4月1日現在)

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。

事務局の組織は、2担当で、次のとおりである。



(2) 職員の定員・現員 (平成24年4月1日現在)

職員の条例定数は13人であり、現員は11人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	10人	11人

(3) 分掌事務 (平成24年4月1日現在)

(任用審査担当)

- 人事委員会の会議事務に関すること
- 事務局の庶務・経理に関すること
- 人事行政の運営に関する総合計画に関すること
- 職員の競争試験に関すること
- 職員の選考に関すること
- 任用候補者名簿に関すること
- 臨時の任用に関すること
- 任用に関する制度の研究及び統計調査に関すること
- 勤務成績の評定に関すること
- 研修に関する総合的計画に関すること
- 人事記録の管理に関すること
- 職階制に関する計画の立案に関すること
- 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること
- 職員の不服申立ての審査に関すること
- 職員団体の登録に関すること

(給与担当)

- 給与に関する調査統計に関すること
- 給与に関する制度の研究及び給与計画に関すること
- 給与に関する報告及び勧告に関すること
- 職員に対する給与の支払監理に関すること
- 職員の苦情の処理に関すること
- 労働基準監督機関の職權行使に関すること
- 職員の厚生福利制度及び勤務条件に関すること
- 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること

II 事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（法第15条）。

イ 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる（法第17条第1項）。

ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げない（法第17条第3項）。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を上級試験、初級試験、資格免許職員採用試験、民間企業等職務経験者職員採用試験、警察官採用試験、小中学校事務職員採用試験に区分して実施しており、平成24年度の受験者数は、計1714人（上級906人、初級22人、資格免許職18人、警察官733人、公立小中学校事務35人）となっている。

(ア) 平成24年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級試験

全体では、受験者数906人に対し、最終合格者数は124人で、競争率は前年度を0.3ポイント下回り、7.3倍となった。

このうち、行政職（I 及び II）では542人が受験し、最終合格者数は46人で、競争率は前年度を0.3ポイント上回り、11.8倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の38.9%を3.8ポイント上回り、42.7%となった。

b 初級試験

全体では、受験者数22人に対し、最終合格者数は3人で、競争率は前年度を5.2ポイント下回り、7.3倍となった。

c 資格免許職員採用試験

全体では、受験者数18人に対し、最終合格者数は6人で、競争率は前年度を0.5ポイント下回り、3.0倍となった。

d 警察官採用試験

全体では、受験者数733人に対し、最終合格者数は77人で、競争率は前年度を0.1ポイント下回り、9.5倍となった。

このうち、大学を卒業（卒業見込みの者を含む）した者を対象とする警察官採用試験Aでは、受験者数577人に対し、最終合格者数は62人で、前年度を0.4ポイント下回り、9.3倍となった。

なお、警察官採用試験の第2次試験及び第3次試験の実施については、職員の任用に関する規則（昭和59年人事委員会規則第2号。以下「任用規則」という。）第11条第2項の規定により、警

察本部長に委任している。

e 公立小中学校事務職員採用試験

全体では、受験者数35人に対し、最終合格者数は3人で、競争率は前年度を5.4ポイント上回り、11.7倍となった。

(イ) 平成24年度の各競争試験の日程

区分		受付期間	第1次試験日	第1次試験地	第2次試験日	第2次試験地	第3次試験日	第3次試験地	最終合格発表日	
上級試験		〈インターネット〉 24.5.15～24.5.25 〈持参〉及び〈郵送〉 24.5.15～24.6.1	24.6.24	甲府市	・24.7.8 ・24.7.23 ～24.7.31 のうち指定する1日	甲府市	24.8.23 ～24.8.25 のうち指定する1日	甲府市	24.8.31	
初級試験 資格免許職試験 小中学校事務職員試験		〈インターネット〉 24.8.3～24.8.17 〈持参〉及び〈郵送〉 24.8.3～24.8.24	24.9.23	甲府市	・24.10.14 ・24.10.31 ～24.11.1 のうち指定する1日	甲府市	—	—	24.11.9	
警察官採用試験	第1回	A(男性) A(女性)	〈インターネット〉 24.3.21～24.4.13 〈持参〉及び〈郵送〉 24.3.21～24.4.20	24.5.13	甲府市	24.5.26 ～24.5.27	甲府市	24.7.3 ～24.7.4	甲府市	24.7.20
	第2回	A(男性) A(男性/武道指導) A(女性) B(男性) B(女性)	〈インターネット〉 24.7.23～24.8.10 〈持参〉及び〈郵送〉 24.7.23～24.8.17	24.9.16	甲府市	24.10.7 ～24.10.8 ※A(男性/武道指導)は免除	甲府市	24.11.15 ～24.11.16	甲府市	24.11.30

(ウ) 平成24年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級試験	<p>1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～35歳 (平成25年4月1日現在) イ 21歳(平成25年4月1日現在)以下 の者で、4年制大学等を平成25年 3月までに卒業若しくは卒業見込 みの者又は人事委員会が同等以 上の学力があると認める者</p> <p>2 社会福祉II、薬剤師、栄養士、保 健師、学芸員にあっては、免許・資 格取得者(取得見込者を含む)に限 る。</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式40題(一部選択解答制) 120分</p> <p>専門試験(行政II以外) 事務系職種、総合土木、建築設備 抜一式40題(一部選択解答制) 120分</p> <p>技術系職種(総合土木、建築設備を除く) 抜一式40題 120分</p> <p>学芸員 記述式 120分</p> <p>自己アピール試験 行政II 記述式 90分</p> <p>第2次試験 人物試験I 適性検査 人物試験II 集団討論 個別面接 身体検査(学芸員のみ)</p> <p>第3次試験 論文試験 1題 1,200字 90分 人物試験II 個別面接</p>
初級試験	18歳～21歳 (平成25年4月1日現在)	
資格免許職 試験	<p>臨床検査技師 1 ～29歳 (平成25年4月1日現在)</p> <p>2 免許取得者(取得見込者を含む)に 限る。</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式50題 120分</p> <p>第2次試験 作文試験 1題 800字 60分 人物試験I 適性検査 人物試験II 集団面接 個別面接</p>
小中学校 事務職員 試験	18歳～21歳 (平成25年4月1日現在)	

区分	受験資格	試験方法
警察官採用試験	<p>A(男性) A(男性/武道指導) A(女性)</p> <p>1 22歳～30歳 (平成25年4月1日現在)</p> <p>2 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成25年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者</p> <p>3 武道指導は、上記に加え、次のいずれかの要件が必要。 (ア)柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者 (イ)剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者 (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を得た者</p>	<p>第1次試験 A, B:教養試験 抜一式50題 A : 150分 B : 120分 資格加点(武道／英語)あり ※ 武道指導は次の試験も実施。 実技試験 身体検査</p> <p>第2次試験 A, B:身体検査(1回目) A, B:体力試験 A, B:人物試験Ⅱ(集団面接) ※ 武道指導は第2次試験を免除。</p> <p>第3次試験 A:論文試験(第1次試験日に実施) 90分 1,200字 B:作文試験(第1次試験日に実施) 60分 800字 A, B:人物試験Ⅰ(第2次試験日に実施) (適性検査) A, B:人物試験Ⅱ(個別面接) A, B:身体検査(2回目) ※ 武道指導の論文試験は第2次試験日に実施。</p>
	<p>B(男性) B(女性)</p> <p>1 18歳～30歳 (平成25年4月1日現在)</p> <p>2 警察官Aの学歴要件に該当しない者</p>	

(工) 平成24年度の職員採用試験の実施状況

区 分	職種	採用 予定 人員	申込者数	1次試験						2次試験						3次試験(上級、民間、警察以外は2次試験)				前年 度倍 率		
				受験者数		受験	合格者数	倍率		受験者数		受験	合格者数	倍率	受験者数		最終合格者 数	女性	倍率			
				A	女性			B	女性	率B/A	C				女性	B/C	D	女性	率D/C	E	女性	D/E
	行政 I	43	617	196	515	158	83.5	139	37	3.7	128	34	92.1	66	21	1.9	62	19	43	16	12.0	11.5
	行政 II	3	31	12	27	11	87.1	12	4	2.3	12	4	100.0	6	3	2.0	6	3	3	2	9.0	-
	警察事務	2	36	27	28	21	77.8	8	8	3.5	7	7	87.5	4	4	1.8	4	4	2	2	14.0	24.0
上	社会福祉 II	16	93	55	78	44	83.9	51	31	1.5	51	31	100.0	24	16	2.1	24	16	17	12	4.6	5.5
	薬剤師	6	17	4	15	4	88.2	15	4	1.0	13	4	86.7	9	2	1.4	9	2	6	1	2.5	2.0
	栄養士	2	32	30	31	29	96.9	9	8	3.4	9	8	100.0	5	5	1.8	5	5	3	3	10.3	5.0
	農業	4→5	30	7	26	5	86.7	15	2	1.7	15	2	100.0	8	2	1.9	8	2	5	2	5.2	5.0
	林業	12	50	17	36	14	72.0	22	13	1.6	22	13	100.0	16	9	1.4	16	9	12	7	3.0	6.3
	総合土木	14	61	2	54	2	88.5	38	1	1.4	37	1	97.4	21	1	1.8	20	1	14	1	3.9	3.3
	建築	5	17	6	11	4	64.7	11	4	1.0	11	4	100.0	7	2	1.6	7	2	5	1	2.2	10.0
	電気	3	20	0	14	0	70.0	10	0	1.4	10	0	100.0	6	0	1.7	6	0	3	0	4.7	3.0
	保健師	5	27	23	23	19	85.2	16	12	1.4	15	11	93.8	8	6	1.9	8	6	5	4	4.6	2.4
級	学芸員	1	20	15	15	12	75.0	5	4	3.0	5	4	100.0	3	2	1.7	3	2	2	2	7.5	7.5
	建築設備	2	5	0	4	0	80.0	2	0	2.0	2	0	100.0	2	0	1.0	2	0	2	0	2.0	6.0
	研究(化学)	1	35	10	28	9	80.0	6	1	4.7	6	1	100.0	3	0	2.0	3	0	1	0	28.0	-
	研究(電気)	1	2	1	1	0	50.0	1	0	1.0	1	0	100.0	1	0	1.0	1	0	1	0	1.0	-
	上級計	116	1,093	405	906	332	82.9	360	129	2.5	344	124	95.6	189	73	1.8	184	71	124	53	7.3	7.6
初	行政	2	20	7	15	4	75.0	7	2	2.1	-	-	-	-	-	-	6	2	2	1	7.5	13.0
級	警察事務	1	9	6	7	6	77.8	5	5	1.4	-	-	-	-	-	-	5	5	1	1	7.0	12.0
	初級計	3	29	13	22	10	75.9	12	7	1.8	-	-	-	-	-	-	11	7	3	2	7.3	12.5
小	中学校事務	3	41	25	35	21	85.4	10	6	3.5	-	-	-	-	-	-	10	6	3	3	11.7	6.3
警	第1回 警A(4月採用男性)	41	543	-	388	-	71.5	205	-	1.9	182	-	88.8	123	-	1.5	120	-	41	-	9.5	9.1
	警A(4月採用女性)	4	64	64	41	41	64.1	20	20	2.1	15	15	75.0	13	13	1.2	11	11	4	4	10.3	14.3
	小計	45	607	64	429	41	70.7	225	20	1.9	197	15	87.6	136	13	1.4	131	11	45	4	9.5	9.5
	警A(4月採用男性)	13	192	-	132	-	68.8	69	-	1.9	63	-	91.3	39	-	1.6	36	-	13	-	10.2	10.1
察	第2回 警A(4月男性武道)	2	4	-	4	-	100.0	4	-	1.0	-	-	-	-	-	-	4	-	1	-	-	8.0
	警A(4月採用女性)	2	24	24	12	12	50.0	10	10	1.2	8	8	80.0	6	6	1.3	6	6	3	3	4.0	14.0
	警B(4月採用男性)	13	175	-	131	-	74.9	65	-	2.0	61	-	93.8	39	-	1.6	37	-	13	-	10.1	8.6
官	警B(4月採用女性)	2	37	37	25	25	67.6	11	11	2.3	9	9	81.8	7	7	1.3	6	6	2	2	12.5	13.5
	小計	32	432	61	304	37	70.4	159	21	1.9	141	17	88.7	91	13	1.5	89	12	32	5	9.5	9.8
	警察官計	77	1,039	125	733	78	70.5	384	41	1.9	338	32	88.0	227	26	1.5	220	23	77	9	9.5	9.6
資	臨床検査技師	6	20	13	18	11	90.0	17	10	1.1	-	-	-	-	-	-	14	8	6	3	3.0	2.3
格	資格免許計	6	20	13	18	11	90.0	17	10	1.1	-	-	-	-	-	-	14	8	6	3	3.0	3.5
身	障者選考計	1	5	1	4	1	80.0	4	1	1.0	-	-	-	-	-	-	4	1	1	1	4.0	4.0
障	警察事務	2	2	2	1	1	50.0	1	1	1.0	-	-	-	-	-	-	1	1	0	0	-	3.0
考	身障者選考計	3	7	3	5	2	71.4	5	2	1.0	-	-	-	-	-	-	5	2	1	1	5.0	3.5
	試験合計	208	2,229	584	1,719	454	77.1	788	195	2.2	682	156	86.5	416	99	1.6	444	117	214	71	8.0	8.5

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

選考により職員を採用できる職については、任用規則第12条に定められている。

なお、任用規則第16条に規定する医師・歯科医師等職員の選考採用については、各任命権者に委任している。

(ア) 選考試験の実施状況

平成24年度に、公募により行った選考試験の状況は次のとおりである。

(人)

職種	採用予定人員	受験者数	合格者数
行政（身体障害者）	1	4	1
警察事務（身体障害者）	2	1	0
職業訓練（電子）	1	3	1
獣医師（衛生）	2	7	2
獣医師（農政）	2	6	2
研究（デザイン）	1	8	1

(イ) その他の採用選考の実施状況（任命権者委任分を除く）

平成24年度に行った採用選考の状況は、次のとおりである。

(人)

一般職員						警察官	
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計		警察本部
部長及びその相当職	3	0	0	0	3	警視	2
課長及びその相当職	6	3	0	0	9	警部	2
課長補佐及びその相当職	0	23	0	0	23	警部補	3
係長及びその相当職	0	5	0	0	5	巡査部長	2
上記以外	12	0	0	0	12	巡査等	6
合計	21	31	0	0	52	合計	15

ウ 任期付職員

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第59号）第2条第1項（特定任期付職員）及び第2項（一般任期付職員）の規定に基づき任命権者が任期を定めて採用した職員の任期を更新する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第3項の規定により人事委員会の承認が必要である。

平成24年度は、次のとおり一般任期付職員1名の任期更新の承認を行った。

任命権者	所属	職名	任期（更新）	備考
知事	総務部	防災対策専門監	平成25年4月1日 ～平成28年3月31日	

(3) 職員の昇任

ア 競争試験による昇任

本県で現在実施している競争試験は、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみであり、その実施は警察本部長に委任している。

平成24年度の警察官昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(人)

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）			148	23	23	17
警部（専門）			29	5	5	3
警部補（一般）			149	42	42	34
警部補（専門）			4	2	2	2
巡査部長（一般）	365	95	115	53	53	44
巡査部長（専門）			7	4	4	3

イ 選考による昇任

任用規則第13条の規定により、警察官昇任試験以外の職への昇任については、選考により行っている。

平成24年度に行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

(人)

一般職員						警察官	
	知事 部局	教育 委員会	警察 本部	その他	計		警察 本部
部長及びその相当職	36	2	0	4	42	警視	21
課長及びその相当職	67	27	2	3	99	警部	13
課長補佐及びその相当職	276	21	27	16	340	警部補	9
係長及びその相当職	153	29	10	4	196	巡査部長	0
上記以外	61	12	3	2	78	巡査	0
合計	593	91	42	29	755	合計	43

(4) 広報等の取り組み

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(ア) 大学等での試験説明会

関東近県の大学等に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施している。

平成24年度は延べ12カ所で開催し、342人が参加した。

(イ) オープン県庁・説明会等

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学・若手職員の体験談を実施している。

行事名	実施日	参加人数
職員採用説明会	24. 5. 19 24. 5. 21	人 205
オープン県庁	24. 12. 26	人 223
職場見学ツアー	24. 12. 26	人 23
職員採用ガイダンス	25. 1. 14 25. 1. 19	人 191
職員業務説明会	25. 2. 23 25. 3. 2	人 248

(ウ) 企業主催の就職説明会への出展

民間企業等主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	都内1回 県内2回	人 229
公務員予備校での説明会	都内1回	人 9

イ 県ホームページ「職員採用サイト」の運営

- 採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や山梨県に関する情報提供を行っている。
- 上級、初級、資格免許職、警察官、小中学校事務の各職員採用試験及び身体障害者を対象とした職員採用選考試験については、県ホームページからやまなし申請・予約ポータルサイトに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成24年度はこれによる申込者が673人で、申込者数全体の30.2%を占めた。

ウ フェイスブック及びツイッターによる情報発信

職員採用に関するフェイスブック及びツイッターページを開設し、職員採用に関する情報に加え、職員研修の様子や職員の日常業務、職員スポーツ大会や福利厚生など県庁に関する幅広い情報を発信している。

エ インターネット求人サイトへの募集広告の掲載

インターネット求人サイトへ人材募集広告を継続掲載し、本県希望者へ採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、オープン県庁の開催案内など、最新の情報を配信している。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員の給与実態調査

人事行政の適正な運営を図るためにの資料とし、民間給与との比較検討を行うため、平成24年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時の任用職員等を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(イ) 諸手当

イ 調査結果の概要

(ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

(平成24年4月現在)

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経験 年数	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
行政職	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職	3,447	43.4	21.1	73.8	9.1	17.1	—	73.3	26.7
医療職（一）	18	45.0	21.2	100.0	—	—	—	77.8	22.2
医療職（二）	62	39.0	17.1	45.2	53.2	—	1.6	12.9	87.1
医療職（三）	52	39.6	17.2	92.3	7.7	—	—	3.8	96.2
研究職	199	41.6	18.2	96.5	2.5	1.0	—	82.9	17.1
福祉職	70	35.4	12.7	81.4	17.2	1.4	—	22.9	77.1
教育職（一）	2,008	43.9	21.0	93.9	3.2	2.9	—	58.1	41.9
教育職（二）	4,537	46.0	23.1	96.9	3.1	—	—	48.7	51.3
教育職（三）	6	41.3	16.2	83.3	16.7	—	—	83.3	16.7
公安職	1,616	39.1	17.8	53.5	5.0	41.5	—	95.3	4.7
全給料表	12,015	43.8	21.3	83.6	5.4	11.0	0.0	63.7	36.3

(イ) 給料表別平均給与額 (平成24年4月現在)

給料表	一人当たり 平均 給与総額	内訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職 手当	その他の 手当
行政職	円 422,556 424,744	円 343,303 345,491	円 11,080	円 11,427	円 3,969	円 10,000	円 11,154	円 31,623
	医療職(一) 943,045 951,554	462,469 470,978	15,556	80,504	3,000	17,226	50,161	314,129
医療職(二)	347,345 347,345	308,478 308,478	1,202	9,290	6,202	7,071	—	15,102
	医療職(三) 373,526 374,014	328,248 328,736	1,115	9,955	2,233	12,072	2,000	17,903
研究職	406,977 408,246	351,321 352,590	11,470	11,095	5,935	10,235	5,769	11,152
	福祉職 358,816 358,816	313,840 313,840	2,679	9,495	5,653	9,832	—	17,317
教育職(一)	441,531 442,353	385,625 386,447	9,253	11,966	4,910	9,635	3,403	16,739
	教育職(二) 435,705 437,397	388,635 390,327	8,088	12,140	2,659	5,802	7,018	11,363
教育職(三)	414,267 414,267	363,820 363,820	20,083	11,517	13,500	5,347	—	—
	公安職 433,680 434,327	324,476 325,123	12,299	10,279	2,408	4,059	3,732	76,427
合計 (全平均)	431,728 433,255	364,867 366,394	9,684	11,701	3,471	7,560	7,099	27,346

(注1) 「一人当たり平均給与総額」及び「給料」の下段は、特例条例による減額措置がないものとした場合の額を示す。

(注2) 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

(2) 民間の給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 調査期間 平成24年5月1から6月18日まで (49日間)

(イ) 調査対象 平成24年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された290事業所

(ウ) 対象職種 78職種 (うち初任給対象職種19職種)

(エ) 調査人員 4,743人 (うち初任給対象職種338人)

(オ) 抽出方法

・事業所 (イ) に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、132事業所を無作為に抽出した。

・従業員 初任給対象職種以外の調査対象職種については、これに該当する従業員が多数の場合には、一定数を抽出して調査を行った。また、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産業分類	
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	6
製造業	72
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	10
卸売業、小売業	12
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	10
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	11
計	121

(イ) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
事務関係職種	支店長	6	53.0	874,326	—	874,326
	事務部長	125	53.8	586,716	687	586,049
	事務部次長	57	51.7	599,959	200	599,759
	事務課長	320	49.3	526,103	2,842	523,261
	事務課長代理	79	45.0	584,120	72,278	511,842
	事務係長	221	44.3	389,375	37,567	351,808
	事務主任	207	41.5	395,404	56,296	339,108
	事務係員	1,035	36.2	298,883	29,446	269,437
	大学卒	415	32.6	304,040	31,342	272,698
	短大卒	210	37.3	293,137	29,791	263,346
技術関係職種	高校卒	407	39.7	296,202	27,158	269,044
	中学卒	3	51.6	273,882	7,088	266,794
	工場長	16	50.7	698,690	—	698,690
	技術部長	107	50.6	578,592	289	578,303
	技術部次長	26	48.9	586,342	78	586,264
	技術課長	259	47.4	484,786	2,851	481,935
	技術課長代理	33	47.9	508,897	17,151	491,746
	技術係長	259	43.5	470,046	85,053	384,993
	技術主任	231	44.2	420,447	64,675	355,772
	技術係員	987	35.6	358,400	68,644	289,756
	大学卒	474	33.1	349,991	64,657	285,334
	短大卒	145	35.3	367,633	82,063	285,570
	高校卒	366	38.8	364,206	68,160	296,046
	中学卒	2	X	X	X	X

(注) X印は資料僅少のため公表できないものである。

(ウ) 学歴別初任給

職種	学歴	金額
新卒事務員・技術者	大学卒	192,827円
	短大卒	170,274円
	高校卒	159,228円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,525円
配偶者と子1人	16,486円
配偶者と子2人	20,847円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入額によって支給制限がある事業所を対象とした。

(3) 職員の給与等に関する報告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月9日、議会及び知事に、職員の給与等について報告をした。

平成24年給与等に関する報告の骨子

平成24年10月9日
山梨県人事委員会

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスとも改定なし（勧告事項なし）～

- 月例給は、公民較差（△15円、0.00%）が僅かで均衡しているため改定は行わない
- 特別給（期末手当・勤勉手当）も民間と均衡しているため改定は行わない

※給与カット措置の影響を除いた減額前の職員給与を民間給与と比較

I 給与勧告の基本的な考え方

- 給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもの
- 情勢適応の原則に基づき適正な職員給与を確保することは、効率的な行政運営の基盤であり、県民の理解を得る上でも重要
- 本委員会は、公民給与を精確に比較し、民間の給与水準との均衡が保たれることを基本に、国や他の都道府県の職員の給与水準との均衡、物価及び生計費の動向等をも考慮に入れ、本年は勧告が必要ないと判断したもの

II 民間給与との格差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

121民間事業所の4,743人の個人別給与を実地調査（期間：平成24年5月1日～6月18日 完了率：91.7%）

〈月例給〉 職員と民間の4月分給与を調査（ベースアップ中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、単純な平均値ではなく、職種、役職段階、年齢など給与決定要素の同じ者同士を比較

職員給与と民間給与との較差

	民間給与 (A)	職員給与 (B)	格差 (A)-(B)	備 考
給与カット前	386,570円	386,585円	△15円 (△0.00%)	職員の給与カット措置がないものとして比較した場合、職員給与が民間給与を15円上回っている。
実支給額		384,363円	2,207円 (0.57%)	職員の実支給額で比較した場合、職員給与が民間給与を0.57%下回っている。

※ 人事院勧告 官民格差 △273円(△0.07%) (給与減額支給措置前の比較)

28,610円(7.67%) (給与減額支給措置後の比較)

※ 給与カットとは、平成23年10月1日から平成27年3月31日まで、山梨県職員等の給与の特例に関する条例に基づき、本県職員(管理職)の給料月額が、部局長級については4%、その他の管理職については3%それぞれ減額されている措置をいう。

〈特別給(期末・勤勉手当)〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と職員の民間支給月数を比較

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末・勤勉手当
3.95月	3.95月

2 給与改定の考え方と勧告の内容

- 月例給については、官民較差が僅かで均衡していること及び人事院勧告において官民較差に基づく改定が行われなかつたことなどから改定なし。
- 特別給については、民間の支給割合と均衡しているため、支給月数の改定なし。
(「山梨県職員等の給与の特例に関する条例」による給与カット措置の影響を除いた減額前の職員給与により民間給与と比較)

III 昇給・昇格制度の見直し

- 人事院勧告においては、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給制度については、55歳(一部の給料表適用者は57歳)を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好な場合は1号俸、極めて良好な場合は2号俸以上の昇給に、それぞれ抑制し、昇格制度については、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減することとし、改正の実施時期を平成25年1月1日とした。
- 人事院が指摘した高齢層職員に係る給与上の課題は、本県においても対処すべき課題と認められるところから、人事院勧告を受けた国の動向や他の都道府県の対応状況に留意しつつ、人事院勧告に準じた制度改正を行うことが適当。

IV その他の給与上の課題

- 平成18年度から実施した給与構造改革における給料表の切替えに伴う経過措置については、国における廃止時期が定まつたこと及び平成26年4月から新たな再任用制度の開始が見込まれることを考慮すれば、本県においても廃止に向け適切な対応を行う必要があり、併せて、廃止に伴って生ずる原資の取扱いについて検討を進める必要がある。

【参考】最近の職員給与の改定状況

年度	月 例 給		特 別 給 (月)		
	較差(%)	改 定 内 容	改定前	改 定	改定後
平成12年度	0.12	扶養手当引上げ	4.95	▲0.2	4.75
平成13年度	0.05	特例一時金の支給	4.75	▲0.05	4.7
平成14年度	▲1.98	給料表、扶養手当(配偶者)の引下げ、扶養手当(子等3人目以降)の引上げ等	4.7	▲0.05	4.65
平成15年度	▲1.05	給料表、扶養手当(配偶者)の引下げ等	4.65	▲0.25	4.4
平成16年度	▲0.01	寒冷地手当の見直し	4.4	—	4.4
平成17年度	▲0.37	給料表、扶養手当(配偶者)の引下げ等	4.4	0.05	4.45
平成18年度	▲0.07	地域手当の引下げ	4.45	—	4.45
平成19年度	0.99	給料表、扶養手当(子等)の引上げ等	4.45	0.05	4.5
平成20年度	0.02	医師の初任給調整手当の引上げ	4.5	—	4.5
平成21年度	▲0.14	給料表の引下げ	4.5	▲0.35	4.15
平成22年度	▲0.38	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当	4.15	▲0.2	3.95
平成23年度	▲0.19	給料表の引下げ	3.95	—	3.95
平成24年度	▲0.00	月例給の改定なし	—	—	3.95

V 公務運営の改善

1 有為な人材の確保・育成

- 人材の確保については、採用説明会やオープン県庁などにより一定の成果が現われており、新たな採用試験（行政Ⅱ）の実施やSNSを活用した情報発信による、多様な人材確保に努めている。
- しかしながら、少子化に伴う受験年齢人口の減少や公務員に対するイメージの低下がある中で、受験者確保のため、募集活動のより一層の強化とともに、インターンシップの充実など県の仕事を理解してもらえる取組を強化する必要。
- 人材の育成については、職員が自ら自己啓発や能力開発に努めるとともに、任命権者は職場内外の様々な機会や手段を通じて取り組む必要。

2 能力・実績に基づく人事管理

- 高度化・多様化する県民ニーズに適切に対応するため、公務の特性を踏まえた能力・実績に基づく人事管理を進めていく必要。
- 人事評価結果の任用、人材育成及び給与など、人事管理への適正な活用の在り方について検討を重ね、適切な人事評価制度を構築し、職員の能力や実績を重視した人事管理の徹底が必要。

3 職員の勤務環境の整備

- 時間外勤務の縮減や年次有給休暇等の取得促進には、所属長等のマネジメントによる勤務環境の整備が極めて重要。

- ・ 所属長等のマネジメントによる勤務環境の整備により、時間外勤務縮減をはじめとする公務運営上の諸課題に対する有効性が期待できる。
- ・ マネジメントへの所属長等のモチベーションの維持や効果的な発揮のためには的確な評価が不可欠と判断されるため、任命権者の適切な対応を期待。

ア 時間外勤務の縮減

- ・ 時間外勤務の事前命令が依然として不徹底であり、所属長等における勤務状況の把握が不十分なまま時間外勤務に従事しているケースが多く見られる。
- ・ 所属長等は、事前命令の徹底を図り、日頃から職員の業務の進捗状況を把握し、時間外勤務の必要を精査した上で必要な指示を行うとともに、必要に応じ担当業務の見直しなど不断のマネジメントに努める必要。
- ・ 任命権者にあっては、より具体的なアドバイス等を行うとともに、時間外勤務の縮減目標の達成のため職員に過度の負担を生じさせない配慮が必要。

イ 年次有給休暇の取得促進

- ・ 所属長等は、年次有給休暇の取得日数が「山梨県職員子育て支援プログラム」の目標数値となっていることから、改めてその重要性を認識し、一層の取組強化が求められる。
- ・ 計画的な取得促進には、所属長等は職員の取得状況を把握し、必要に応じて職員本人や担当職員との面談等を行い取得しやすい環境を整え、仕事と生活のバランスが保たれるよう努める必要。
- ・ 取得しやすい環境づくりへの支援として、いわゆる半日年休の導入について検討。

ウ 職員の健康管理

- ・ 心の健康に不安を抱いている職員が多数いることに鑑み、所属長等は、過重な時間外勤務、職場の環境や雰囲気などが職員に過度のストレスを与えかねないことがあることに留意しつつ、業務の進捗状況や休暇の取得状況の把握などを通じ適切なマネジメントを発揮し、良好なコミュニケーションを保ちながら職員の不安の解消や軽減に努める必要。

4 服務規律の確保

- ・ 職員の行動基準の策定など、任命権者の服務規律の確保に向けた取組にもかかわらず、一部の職員による信用失墜行為が未だ後を絶たない状況。
- ・ 職員には、自らの行動が公務全体の信用に大きく影響することを強く自覚し、県民全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動することを強く求める。また、任命権者においては、県民の信頼回復のため、引き続き服務規律の遵守と再発防止に向けた取組の徹底が必要。

5 高齢期の雇用問題

- ・ 国家公務員の雇用と年金の接続について、再任用の義務化で対応するとの政府の基本方針が決定されたことから、本県においても国家公務員に準じた対応を検討する必要。
- ・ 平成26年4月から実施が見込まれる新たな再任用制度においては、再任用職員の職務内容や給与水準の設定、これに伴う組織活力の維持などが課題。
- ・ 新たな制度の実施に当たっては、国の対応や他の都道府県の検討状況を注視し、本県の実情を踏まえ、高齢期にあっても職員が安心して職務に専念できるよう配慮しつつ、総合的な人事管理や給与水準の在り方などの検討を進める必要。

6 勧告制度と公務員制度改革

- ・ 人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている地方公務員に対する代償措置として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するもの。

- ・ 本年は、報告のみで勧告すべき事項はないが、報告で述べた事項のうち対応が必要なものについては、適宜適切に実施されることを望む。
- ・ 公務員改革の流れの中で、国家公務員については、国家公務員に協約締結権を付与し、これに伴う人事院勧告制度の廃止などを内容とする国家公務員制度改革関連4法案が国会で継続審議となっている。
- ・ 地方公務員についても、「地方公務員制度改革について（素案）」において、協約締結権を付与し、団体交渉を通じて職員の勤務条件を決定し得る仕組みを構築し、人事委員会勧告制度を廃止するなどとされている。
- ・ 本委員会が、中立的な第三者機関として勧告制度を通じて職員の給与水準などの勤務条件の適正な確保に果たしてきた役割を踏まえると、勤務条件の決定方法を根本的に見直そうとする制度の導入には、国と地方の協議の場を設け、国民の十分な理解が得られるよう慎重な議論を重ねていく必要。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成6年人事委員会規則第7号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 平成24年度の処理状況

平成24年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件、新規要求事案ともになかった。

(件)

区分	平成23年度末 (24. 3. 31) 係属件数	平成24年度		平成24年度末 (25. 3. 31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給与	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立て

ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立て制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年人事委員会規則第5号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 平成24年度の処理状況

平成24年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件、新規要求事案ともになかった。

(件)

区分		平成23年度末 (24.3.31) 係属性数	平成24年度		平成24年度末 (25.3.31) 係属性数	平成24年度 口頭審理 開催回数
			申立件数	終結件数		
分限処分	免職	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0
懲戒処分	免職	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0
	戒告	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

(3) 苦情相談

ア 制度の概要

苦情相談の制度は、職員が、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができるものであり、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（法第8条第1項第11号）。

イ 平成24年度の処理状況

平成24年度における職員からの苦情相談の状況については、次表のとおりであり、係属性案、新規事案ともになかった。

(件)

任用関係	給与関係	勤務条件 関係	服務関係	福利厚生 関係	公平審査 関係	いじめ・ セクハラ	計
0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行った場合、山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年条例第7号）第2条第2項又は山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和27年条例第8号）第3条の規定に基づき、人事委員会に処分した旨を通知することとされている。

イ 平成24年度の処理状況

人事委員会に通知のあった平成24年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が112件、懲戒処分が19件であった。

(件)

処分者 区分	知事		教育委員会		警察本部長		公営企業管理者		計	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
分限 処分	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	28	39	34	64	12	9	3	0	77
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		28	39	34	64	12	9	3	0	77
懲戒 処分	免職	1	1	2	1	0	1	0	0	3
	停職	1	0	1	0	1	1	0	0	3
	減給	0	6	0	0	0	3	0	0	9
	戒告	0	1	0	3	0	2	0	0	6
計		2	8	3	4	1	7	0	0	19
合計		30	47	37	68	13	16	3	0	131

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

法第52条の規定により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として、職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第29号。以下「職員団体条例」という。）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については、本人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応すべき地位に立つこと。
- ② 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。
- ③ 職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(平成25年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単位団体	有	無
自治労山梨県職員労働組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県高等学校・障害児学校教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県公立小中学校長組合	昭41.10.8		○		○
山梨県公立小中学校教頭組合	昭43.3.23		○		○
山梨教育運動ユニオン	平5.12.20		○	○	

イ 変更登録の状況

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から10日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成24年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内訳			
		規約	登録事項		
			名称	所在地	役員
6	8	1	0	2	5

(2) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第12号）で定めており、平成24年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(平成25年3月31日現在)

組織上の区分		職又は職員
議会事務局		事務局長 事務局次長 課長 総括課長補佐 課長補佐 主幹(局付の者に限る。)
知事の事務部局	本庁	部長 局長 会計管理者 林務長 防災危機管理監 出納局長 次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 理事 技監 参事 企画調整主幹 主幹(部又は局付の者に限る。) 政策参事 政策主幹
		秘書課 秘書担当の課長補佐 秘書担当職員
		行政改革推進課 行政組織担当の課長補佐及び職員
		人事課 総務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及び給与担当の職員
		職員厚生課 管理公災担当、健康管理担当及び厚生給付担当の課長補佐 福利厚生に関する企画立案担当の職員
		財政課 予算担当の課長補佐 主任主計員 主計員
		管財課 庁舎管理担当の課長補佐 自動車管理事務所長 守衛長
		私学文書課 法制・訟務担当の課長補佐 法制・訟務担当の職員
		その他の出先機関 事務局長 所長 課税・管理部長 自動車税部長 徴収部長 場長 園長 校長 支所長 副所長 事務局次長 副場長 次長(所長、場長又は校長の事務を代決する権限を有する者に限り、大阪事務所の次長を除く。) 副園長 副校長(校長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 地域防災幹
		消防学校 教頭
教育委員会	教育庁	あけぼの医療福祉センター 総看護師長 副総看護師長
		宝石美術専門学校 教授(大学と人事委員会とで協議して定める者に限る。)
		教育長 教育次長 理事 文化振興監 次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 企画調整主幹 参事 主幹(教育庁付の者に限る。)
		総務課 総務企画担当、行政管理担当及び経理担当の課長補佐 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
		福利給与課 福利給付担当、給与公災担当及び健康管理担当の課長補佐 福利厚生、給与又は公務災害に関する企画立案担当の職員
		義務教育課 人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
		高校教育課 人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
		教育事務所 所長 副所長 次長
		埋蔵文化財センター 所長 次長
		教育機関 館長 副館長 次長
		総合教育センター 所長 副所長 部長
		県立学校 校長 副校長 教頭 事務長

人事委員会事務局	事務局長 次長 総括次長補佐 任用審査担当及び給与担当の次長補佐 任用審査担当及び給与担当のリーダー 人事、給与、服務又は福利厚生に関する企画立案担当の職員
監査委員事務局	事務局長 次長 総括次長補佐 庶務を担当する副主査以上の職員
労働委員会事務局	事務局長 次長 次長補佐
選挙管理委員会事務局	書記長 書記次長

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と山梨労働局長がその都度協議して決定している。

平成24年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

区分	事業所の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設・廃止年月日
廃止	衛生環境研究所分所	第13号	労働基準監督署	平成24年3月31日
名称変更	衛生環境研究所	第12号	人事委員会	平成24年4月1日

(2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

(3) 平成24年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

①労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	業種	事業者名		
			知事部局	教育委員会	公安委員会
労働基準監督署	3号	建設業	建設事務所（支所を含む。） 中部横断自動車道推進事務所 新環状・西関東道路建設事務所 流域下水道事務所		
	13号	保健衛生業	児童相談所（一時保護課に限る） 甲陽学園 育精福祉センター 富士ふれあいセンター 食肉衛生研究所 精神保健福祉センター 保健福祉事務所 中北保健福祉事務所峡北支所	盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 支援学校寄宿舎	
人事委員会	12号	教育研究業	職員研修所 消防学校 衛生環境研究所 環境科学研究所 総合理工学研究機構 宝石美術専門学校 工業技術センター（ワインセンターを含む。） 産業技術短期大学校 高等技術専門校 就業支援センター 水産技術センター（支所を含む。） 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む。） 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校 森林総合研究所	高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） ろう学校（寄宿舎を除く。） 支援学校（分校を含み、寄宿舎を除く。） 総合教育センター 図書館 埋蔵文化財センター 美術館 博物館 考古博物館 文学館	警察学校

②官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）

監督機関	号別/業種	事業者名			
		知事部局	教育委員会	公安委員会	その他
人事委員会	官公署の事業	知事部局本庁 地域県民センター 林務環境事務所 農務事務所 県民生活センター 東京事務所 総合県税事務所 パスポートセンター 女性相談所 児童相談所(一時保護課を除く。) こころの発達総合支援センター 障害者相談所 動物愛護指導センター 大阪事務所 計量検定所 家畜保健衛生所 広瀬・琴川ダム管理事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所	教育庁本庁 教育事務所	警察本部(附置機関を含む。) 警察署(交番、駐在所及び連絡所を含む。)	議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会事務局 (地方事務局を含む。)

(4) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成24年度に行った許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(件)

内 容	件 数				根拠 法 令
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	合 計	
解雇予告除外認定	1	1	1	3	労働基準法第20条
非常災害時の理由による労働時間延長届	0	0	0	0	〃 第33条
時間外労働・休日労働に関する協定届	0	0	1	1	〃 第36条
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	0	0	〃 第41条
総括安全衛生管理者選任報告	1	1	0	2	労働安全衛生規則第2条
衛生管理者選任報告	0	0	0	0	〃 第7条
産業医選任報告	0	0	0	0	〃 第13条
定期健康診断結果報告	0	0	0	0	〃 第52条
労働者死傷病報告	0	0	0	0	〃 第97条
ボイラー等の設置にかかる検査	0	0	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第14条等
機械等の設置届	1	0	0	1	〃 第10条等